

# 陸上貨物運送事業における 荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日基発0325第1号)

## 背景・事情

- ① 全産業に占める陸運業の労働災害の割合は、増加傾向
- ② 陸運業の労働災害の約75%は、荷役災害
- ③ 荷役災害の3分の2は荷主先で発生
- ④ 陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難

## 目的・内容

- ・陸運事業者の労働者が荷主先で行う荷役作業における労働災害の防止
- ・「陸運事業者の実施事項」、「荷主等の実施事項」を具体的に示したもの。

## 関係者の責務

- 陸運事業者  
ガイドラインを指針として荷役災害防止に努める。
- 荷主等  
ガイドラインを指針として、自社構内での「陸運業労働者の荷役災害防止」のため必要な事項の実施に協力する。
- 陸運事業者の荷役作業者  
陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項を守る



陸運事業者

荷主等の構内

(荷役安全の確保)

労働者  
(荷役作業)

荷主等